７／１４　　大阪工場　ＨＡＣＥＰ取り消し

７／１８　　厚生省２０工場の乳処理施設の現地調査７／１９－７／３１

運転資金３００億円借り入れ

７／２８　　大阪市　現時点で考えられる発生原因の報告

1）屋外での手作業による脱脂粉乳溶解機からストレージタンクへの投入

2）製造工場内の冷蔵庫に出荷されず残された製品及び出荷後発生した発注ミスによる返品された製品の再利用

3）製造ラインの衛生管理の不備

4）これらの複合汚染の可能性

７／２９　　新体制　西常務、社長へ昇格

後期進行状況

８／１８　　大阪市雪印大樹工場で製造された脱脂粉乳の一部から

黄色ブドウ球菌毒素が検出、大阪府警の調査で判明厚生省へ連絡

８／１９　　大樹工場　立ち入り調査を実施

８／２３　　大樹工場　調査結果の公表

1）３／３１に停電事故があり異常な温度帯で原乳が長時間滞留した。

2）その際に製造された脱脂粉乳（４／１製造分）から黄色ブドウ球菌毒素が検出

3）４／１製造分の一部は４／１０の脱脂粉乳製造に再利用、

４／１０製造の脱脂粉乳からも黄色ブドウ球菌毒素が検出

８／３０　　厚生省「第一回総合衛生管理製造過程に関する評価検討会」

承認審査体制等に関する助言として以下の通り

1）停電等の突発的な事故等についての対応チェック

2）製品などの抜き取り（収去）検査による検証

3）作業従業者の教育訓練における微生物岳等の基礎的知識の強化

4）作業従事者の教育訓練についてのマニュアル（指導要項）作成

5）申請者からの製造工程等のヒアリング時、あるいは現地調査時

における実務経験のある専門家の関与

９／１　大樹工場製造の脱脂粉乳を全量廃棄と販売中止、脱脂粉乳の中止

９／５　宮崎の販売団体、食中毒で慰謝料を請求

９／２３　２１工場市乳半減　今期連結　営業赤字４１０億円

９／２６　今期連結最終赤字４７５億円

２００３年めどに１．３００人削減

１０／１８　ヨーカ堂１６６店　チーズ、牛乳５万個信頼回復へ無料配布

１０／１９　大樹工場チーズ出荷再開

１１／２　東京本社、特損の穴埋めで証券化による２００億円調達

１１／２１　9月中間連結赤字３７０億円　今揮初の無配

１２／２　長期債格下げ　Ｒ＆Ｉトリプルｂ

１２／１０　食中毒で被害者弁護団、賠償請求の方針説明

２００１年

１／１５　来春までに新たに４工場閉鎖

１／３１　大阪工場　閉鎖

３／１７　前社長ら書類送検　業務上過失傷害容疑

４／１８　大阪工場の敷地　長谷工４６億円で購入

5／１１　　雪印の医薬事業部門を第一製薬が買収

5／１２　　食中毒で牛乳不信、経常赤字が拡大前期５７０億円程度

5／１８　　あらたに１．０００人削減　３工場閉鎖

5／１９　　追加削減１．０００人規模

7／7　　　前社長等不起訴　被害拡大の予測が困難

7／１３　　集団食中毒の被害者ら雪印を提訴

　　懲罰分を含め６６００万円

7／３１　　希望退職者募集　１０３５人応募

② 本履歴は下記のデータから記述した。

・厚生省事故後発表内容の履歴　　　　　添付ー1

・雪印乳業の事故後の発表経歴　　　　　添付－２

・雪印乳業の会社としての正式報告書　　添付－３

・雪印乳業の「お客様への約束」取組状況のご報告　　添付－4

・雪印乳業２００１年度営業報告書　　　添付－5

・雪印乳業食中毒書類送検　　油断の代償　　添付－6

　　(平成１３年3月１７日～１９日　日本経済新聞)

（2） その他食品企業の食中毒事故についてその経過と推移についてデータを収集した。

・ 各社の食中毒等の新聞発表記事の収集

ＳＳＫ　　　　　　カゴメ　　　　　　　キッコーマン

フジッコ　　　　　ブルボン　　　　　ミツカンバーモント　北海道

産イクラ　　キリントマトジュース　　等々

・　食品各社の企業理念・行動規範等々の収集

明治乳業　　　　　キッコーマン　　　　キリンビバレッジ　伊藤ハ

ム　　　　　プリマハム　　　　　　ミツカン

エスビー食品　　　等々

（３）　食品企業の視察

ミクニハム、キリンビールの２企業を視察した。

両企業の視察結果について下記のリスクが予知される。

・原材料の管理

輸入地域の増加、変遷によるトレーサビリティの欠如によるリスク

・システム化による認知遅れにより、不良品の大量発生のリスク

・手作業による衛生管理上のリスク

・製品のトレーサビリティの不足によるクレーム対策リスク

・ＨＡＣＣＰの必要性の意識不足リスク

・ＰＬ保険適用の意識不足による企業リスク

（４）　収集データからの分析

雪印及び各食品企業の収集データ、企業視察の結果から分析すると
消費者対応の迅速性に欠け、その結果顧客不満足のリスクを
誘発している。これは

① 特に経営者がバブル期から続く　効率優先　高収益中心、で経営を
行い、顧客不在の現象が常在化していた。

② 従業員も、企業中心で、会社の幹部を見ていて、顧客を見ていない。

③ 顧客としての認識は、問屋、販売店、スーパー等であり、
本当の顧客である生活者、消費者を無視してきた。

④ 企業理念や行動規範は「絵に描いた餅」と同様に、現実と離れた「美辞
麗句」が綴られ、現実的な企業運営に生かされていない。

2．　平成１５年度への取組

１４年度のデータ分析から、

「食品企業の顧客と顧客不満足リスクの改善」

を研究テーマとして設定する。

以上

厚生省発表内容の履歴

「雪印低脂肪乳」等による黄色ブドウ球菌食中毒の経緯

厚生省生活衛生局

平成 12 年 6 月 27 日 （火）

・「雪印低脂肪乳」を喫食した大阪市内の１家族が嘔吐、下痢等の食中毒様の症状を呈している旨医療機関から大阪市保健所に届出。

平成 12 年 6 月 28 日 （水）

・同様の事例が２件あることが判明したため、大阪市は製造施設である雪印（株）大阪工場（大阪市都島区都島南 1-21-41）を緊急立入調査。

平成 12 年 6 月 29 日（木）

＜厚生省＞
・大阪市からのＦＡＸにて本件を探知
・雪印乳業（株）本社に対し、事件の公表及び自主回収の徹底を指示。
・自治体への情報提供及び厚生省ＨＰにより国民へ注意喚起。

・ 大阪市は、本件について公表

＜雪印の発表＞
・事件の公表及び自主回収の案内
・現状の説明

平成 12 年 6 月 30 日（金）

・大阪市は、有症者の共通食であり、疫学的に原因食品と考えられる「雪印低脂肪乳」について回収命令措置。
・和歌山市衛生研究所が、患者の飲み残し品から黄色ブドウ球菌毒素遺伝子を検出。

＜厚生省＞
・担当官２名を現地に派遣し、関係府県市の担当者会議を開催。
・大阪府に対し、当該品のセレウス毒素検査のため名古屋市衛研に検体送付を指示。

平成 12 年 7 月 1 日（土）

＜厚生省＞
・雪印乳業（株）大阪工場に立入検査。（大阪市同行）
・乳中の黄色ブドウ球菌毒素の高度な検査法を関係府県市に連絡。

＜雪印の発表＞
・自主検査で当該品の製造に使用した仮設ラインの逆流防止弁から黄色ブドウ球菌が検出。
・当該仮設ラインは、臨時で当該品の製造時にのみ使用したもの。
・逆流防止弁の洗浄は、３週間行われていなかった。
（記者会見時に、社内不一致が判明）

平成12年７月２日（日）

・大阪府立公衆衛生研究所が、患者の飲み残し品から、黄色ブドウ球菌毒素（エンテロトキシンA型）を検出。
・大阪市は本件を食中毒事件として、当該施設に対し営業禁止処分。
・大阪府警が業務上過失傷害の疑いで当該施設を捜査。
・名古屋市衛生研究所の検査で、「雪印低脂肪乳」５検体についてセレウス菌毒素（嘔吐型）陰性を確認。

＜厚生省＞
・大阪府及び大阪市の公表内容について各自治体に情報提供。

＜雪印の発表＞
・行政処分に係る謝罪及び補償について

平成12年７月３日（月）

＜厚生省＞
・全国の自治体に対し、乳処理施設等の一斉点検について通知。
・乳業関係３団体に対し、衛生管理の強化について指導。

平成12年７月４日（火）

＜雪印の発表＞
・仮設ラインは日常的に使用。（７月１日の発表を訂正）
・当該施設で製造された「雪印毎日骨太」、「雪印カルパワー」も汚染の可能性。
・大阪工場製造の全製品を自主回収。

・大阪市は、雪印乳業(株)大阪工場から「新たなトラブル対象商品」がある旨の報告を受け、新たに乳飲料２種類を回収命令措置。

「雪印毎日骨太」「雪印カルパワー」

＜厚生省＞
・新たな回収命令対象食品について、各自治体への情報提供及び厚生省ＨＰにより国民に注意喚起。

平成12年７月５日（水）

・７月３日付け通知に基づく東京都の調査で、雪印乳業（株）日野工場において変更の届出がなく、洗浄記録もない工程があることが判明。
東京都は、同ラインの使用自粛を指導するとともに、その旨を公表。

平成12年７月６日（木）

<厚生省>
・７月３日付け通知に基づく調査の報告期限を早めることについて自治体に連絡するとともに、乳業関係団体に対し、各営業者への指導を至急行い、報告するよう連絡した。

平成12年7月7日(金)

<厚生省>
・政務次官及び生活衛生局長が現地を訪問
(1)厚生省に対策本部を設置
(2)乳処理施設一斉点検結果の早期公表
(3)総合衛生管理製造過程承認にあたっての調査体制の充実・強化
・雪印乳業食中毒事故対策本部を設置。

・７月３日付け通知に基づく静岡市の調査で、雪印乳業(株)静岡工場において変更の届出がなく、洗浄記録もない工程があることが判明。

静岡市は、同ラインの使用自粛を指導するとともに、その旨を公表。

・７月３日付け通知に基づく神奈川県の調査で、雪印乳業(株)神奈川工場においてCIP洗浄を手洗浄に変更している設備があることを確認。衛生状態に特に問題がなかったことから、神奈川県では、ラインの使用自粛は求めず、標準手順書及び洗浄記録の作成を指導した。

<雪印の発表>
・苦情があった大阪工場製造の「のむヨーグルト毎日骨太」(はつ酵乳)２検体から黄色ブドウ球菌毒素(エンテロトキシンA型)が検出。

平成12年7月8日（土）
・雪印乳業（株）静岡工場について、静岡市は自粛指導を解除。

平成12年7月9日（日）
・雪印乳業（株）が問題の逆流防止弁から分離した菌について、大阪市環境科学研究所が精査していたところ、黄色ブドウ球菌ではないことが判明。

平成12年7月10日（月）

<厚生省>
・第１回雪印乳業食中毒事故対策本部会議を開催。
(1)雪印乳業（株）直営２０工場（大阪工場除く）について自治体が点検を行った結果、２工場（自粛指導）以外は全て衛生状態は良好であったと報告。（ただし、２工場についても10日までに自粛解除。）
(2)総合衛生管理製造過程の承認審査の見直し
・承認にあたっては、設計図原本の写しを添付させ、詳細な説明を聴取し、内容を精査する。
・当面、全ての承認申請について厚生省職員が現地調査を行う。
・平成１３年１月より設置される地方厚生局に職員を配置し、承認審査、指導及び監督の体制を強化する。

・東京都は、雪印乳業(株)日野工場について自粛指導を解除。

日野工場では、本日より操業再開のための準備作業開始。

・大阪市の検査で「のむヨーグルト毎日骨太」、「のむヨーグルトナチュレ」から黄色ブドウ球菌毒素(エンテロトキシンA型)が検出。

・大阪市は、はつ酵乳の一部から毒素が検出されたこと、また一部の加工乳等が同一の調合室を使用していたことが判明したことから、加工乳1種類、乳飲料3種類、はつ酵乳3種類について回収命令措置。

「雪印特濃4.2牛乳」「雪印コーヒー」「雪印コーヒー(ニチリウ)」「雪印フルーツ」

「雪印のむヨーグルトナチュレ」「コープのむヨーグルト」「雪印のむヨーグルト毎日骨太」

・大阪市は、原因究明の中間報告を公表。問題点は以下の4点。

(1)チャッキ弁等の分解洗浄の未実施。
(2)常設のステンレス配管以外のホースによる配管の使用。
(3)屋外における調合作業。
(4)製品の再利用。

平成12年7月 11日 (火)

＜厚生省＞
・雪印乳業(株)大阪工場における総合衛生管理製造過程の大臣承認の取消しに係る聴聞を実施。(AM11:00～ 厚生省別館共用第11会議室)
・加工乳等の製品の再使用について各自治体、乳業関係3団体に通知。

＜雪印の発表＞
・雪印乳業は、既に操業を自粛している大阪工場を除き、その他の直営工場20ヶ所について、自主的な検査結果判明まで操業を自粛する旨発表。

平成12年7月12日 (水)

＜厚生省＞
・担当官を1名、大阪市へ派遣。

・森永乳業(株)近畿工場(兵庫県西宮市津門飯田町2-95)が製造した学乳に、異臭・異味の苦情があり、同社は同日製造された22万2000本を自主回収。

(当該施設では、雪印乳業(株)大阪工場が製造していた学乳を代替え製造していたもの。)

平成12年7月13日 (木)

＜厚生省＞
・本件について、厚生、農水両省局長レベルでの情報交換。
・配乳調整に係る乳処理施設の衛生管理の強化について通知。

・本件について、津島厚生大臣が会見を行った。
・雪印乳業（株）から、今後の対応等について事情聴取。

平成 12 年 7 月 14 日（金）

＜厚生省＞
・第２回雪印乳業食中毒事故対策本部を開催
(1)加工乳等の製品の再使用について
(2)雪印乳業（株）大阪工場の総合衛生管理製造過程の承認取消し
(3)雪印乳業（株）乳処理施設に対する厚生省担当官による現地調査の実施
(4)全国一斉点検結果については 7 月 17 日に中間報告。
(5)承認施設の管理者に対する研修会

平成 12 年 7 月 17 日（月）

＜厚生省＞
・衆議院厚生委員会議員団による現地調査。
（生活衛生局長、乳肉衛生課長同行）
・全国乳処理施設一斉点検の結果（中間報告）を公表。

平成 12 年 7 月 18 日（火）

＜厚生省＞
・雪印乳業（株）乳処理施設の現地調査に関する専門評価会議の開催
今後の調査日程について
(1)7 月 19～20 日現地調査（札幌、東京、名古屋、神戸、福岡）
(2)7 月 22～23 日現地調査（青森、野田、厚木、京都、広島）
(3)7 月 24～25 日専門評価会議
(4)7 月 27～28 日現地調査（仙台、日野、愛知、都城、倉敷）
(5)7 月 30～31 日現地調査（花巻、新潟、静岡、高松、北陸）
(6)8 月 1～2 日専門評価会議

＜雪印＞
・５施設について自主点検後の第三者機関による検証を実施
（福岡、神戸、名古屋、東京、札幌）

平成 12 年 7 月 19～20 日（水～木）

＜厚生省＞
・雪印乳業（株）工場５施設について、担当官による現地調査を開始
（福岡、神戸、名古屋、東京、札幌）

＜雪印＞
・５施設について自主点検後の第三者機関による検証を実施
（青森、野田、厚木、京都、広島）

平成 12 年 7 月 21 日（金）

＜雪印＞
・５施設について自主点検後の第三者機関による検証を実施
（日野、仙台、花巻、愛知、倉敷）

平成 12 年 7 月 22～23 日（土～日）

<厚生省>
・雪印乳業（株）工場５施設について、担当官による現地調査を開始
　（青森、野田、厚木、京都、広島）

<雪印>
・５施設について自主点検後の第三者機関による検証を実施
（北陸、静岡、新潟、都城、高松）

平成12年7月 24日（月）

<厚生省>
・乳処理施設の一斉点検結果（最終報告）について公表
・第二回雪印乳業（株）乳処理施設の現地調査に関する専門評価会議の開催

平成12年7月25日（火）

<厚生省>
・第二回雪印乳業（株）乳処理施設の現地調査に関する専門評価会議の開催
・専門評価会議の結果を雪印乳業（株）本社に通知するとともに公表
　今回検討した１０施設（青森、野田、厚木、京都、広島、福岡、神戸、名古屋、東京、札幌）については、HACCP プランにおいて指摘される点はあるものの、食品衛生上は重大な問題はなかったことを確認。

平成12年7月26日（水）

<厚生省>
雪印乳業（株）本社から第二回専門評価会議で指摘された内容の実施等に関する確約書の提出があり、受理。

平成12年7月27日（木）

<厚生省>
・７月２７日付け朝日新聞(朝刊)に「大阪市と大阪府警が実験を行い、低温管理層においても菌が大量に増殖することを確認した。」旨の記事が掲載。
・本件について大阪市及び大阪府警に事実関係を照会したところ、当該記事にあるような実験は行われていないことが判明。

・ 大阪市は、朝日新聞に対し上記報道は事実と異なる旨文書により申し入れ。

平成12年7月27～28日（木～金）

<厚生省>
・雪印乳業（株）工場５施設について、担当官による現地調査を開始
　（仙台、日野、愛知、都城、倉敷）

平成12年7月28日（金）

・大阪市は、「雪印乳業（株）大阪工場を原因とする食中毒事件に係る今後の対策等について」を公表
（１）患者診定基準検討委員会の設置を予定
（２）原因究明専門会議の設置を予定
（有症苦情者の届出集計については、厚生省と協議し、７月末を目途として終了し、有症苦情者数の最終確定を行う意向。）
・大阪市は、厚生省に対し、現時点で考えられる発生要因について報告。
（１）屋外での手作業による脱脂粉乳溶解機からのストレージタンクへの投入作業

（2）製造後工場内の冷蔵庫出荷されずに残った製品及び出荷後発注ミスにより返品された製品の再利用
（3）製造ライン等の衛生管理の不備
（4）これらの複合汚染の可能性

平成12年7月30～31日（日～月）

＜厚生省＞
・雪印乳業（株）工場５施設について、担当官による現地調査を開始
（花巻、静岡、新潟、高松、北陸）

平成12年7月31日（月）

＜厚生省＞
・大阪市に対し、微増ながらまだ有症苦情の届出あること、入院者がいること等から有症苦情者数の集計については当面継続するよう指示。

平成12年8月1日（火）

＜厚生省＞
・第三回雪印乳業（株）乳処理施設の現地調査に関する専門評価会議の開催

・大阪市は、厚生省に対し、有症苦情者の届出集計を当面継続する旨連絡。

平成12年8月2日（水）

＜厚生省＞
・第三回雪印乳業（株）乳処理施設の現地調査に関する専門評価会議の開催
・専門評価会議の結果を雪印乳業（株）本社に通知するとともに公表
今回検討した１０施設（花巻、仙台、日野、新潟、北陸、静岡、愛知、倉敷、高松、都城）については、HACCP プランにおいて指摘される点はあるものの、食品衛生上は重大な問題はなかったことを確認。
・津島厚生大臣が、雪印乳処理施設の安全性確認について会見を行う。

平成12年8月3日（木）

＜厚生省＞
・第三回雪印乳業食中毒事故対策本会議の開催
再発防止策等について検討
(1)査察チームによるフォローアップ
(2)総合衛生管理製造過程承認に係る助言機関の設置
(3)加工乳等の再利用に関する有識者懇談会の設置
(4)食品監視の重点化・効率化
(5)国と自治体等の連携強化

平成12年8月4日（金）

＜雪印＞
・雪印大阪工場は、８月４日で回収命令対象品の回収が終了した旨を大阪市保健所長に報告。

平成12年8月7日（月）

＜厚生省＞
・乳関係営業者を対象に「牛乳衛生特別講習会」を開催（東京）
((社)日本乳業協会と共催)

平成12年8月9日（水）

<厚生省>
・乳関係営業者を対象に「牛乳衛生特別講習会」を開催（大阪）
（(社)日本乳業協会と共催）

平成12年8月11日（金）

<厚生省>
・7月13日付けで(社)日本乳業協会長から会員あて発出した通知「加工乳を加工乳の原料として使用した製品について」に関して、(社)日本乳業協会長から生活衛生局長あて始末書が提出された。

・大阪市は、第1回患者診定基準委員会を開催。

平成12年8月18日（金）

<厚生省>
・大阪市から、雪印大樹工場で製造された脱脂粉乳の一部から黄色ブドウ球菌毒素が検出されたことが大阪府警の調査で判明したとの連絡を受けたことから、本件について公表。

・原料製造施設である北海道に対し、当該施設の調査の実施及び、同一の原料の流通先である県市（埼玉県、大阪市、神戸市、福岡市）に対し原料等の調査を指示。

・大阪市は、雪印乳業（株）に対し、回収を命じていた同社大阪工場製造の雪印低脂肪乳等9種類16品目について、当該製品の廃棄命令措置。

・大阪市は、大阪府警から連絡のあった原料（脱脂粉乳）の一部から黄色ブドウ球菌毒素が検出されたことについて公表。

・大阪市は、原料（脱脂粉乳）の製造所を所管している北海道に工場の調査を依頼。

平成12年8月19日（土）

・北海道は、大阪市の調査依頼を受け、19～20日に大樹工場の立入調査を実施。

平成12年8月21日（月）

<厚生省>
・厚生省・大阪市合同原因究明専門家会議開催について公表
（8月28日 大阪市）

・加工乳等の再利用に関する有識者懇談会開催について公表

（8月29日 厚生省）

平成12年8月23日（水）

・北海道は、雪印大樹工場に関する調査結果を公表

(1)3月31日に停電事故があり、異常な温度帯で原乳が長時間滞留した。

(2)その際、製造された脱脂粉乳（4/1製造分）から黄色ブドウ球菌毒素が検出。

(3)4/1製造分の一部は、4/10の脱脂粉乳製造に再利用。4/10製造の脱脂粉乳から黄色ブドウ球菌毒素が検出。

<厚生省>

・北海道からの報告を受け、本件について公表するとともに、全国の自治体に対し、脱脂粉乳製造施設において同様な事例発生の有無の確認及び衛生管理の徹底について指導を実施するよう通知。

・長野県は、北海道の報告を受け、八ヶ岳雪印牛乳(株)茅野工場に立入検査を行うとともに、当該工場に対し当該脱脂粉乳を使用した製品について自主回収を指示。

<雪印>

・八ヶ岳雪印牛乳（株）茅野工場（長野県茅野市）は、雪印大樹工場4/1製造の脱脂粉乳を使用した製品6品目を自主回収。

（いずれの製品も出荷時検査では毒素は陰性）

平成12年8月28日（月）

<厚生省>

・「第1回雪印食中毒事件に係る厚生省・大阪市原因究明合同専門家会議」を大阪市において開催。

平成12年8月29日（火）

<厚生省>

・「第1回加工乳等の再利用等に関する有識者懇談会」を開催。

・「加工乳等の再利用等に関する実態調査」を行うことを決定。

平成12年8月30日（水）

<厚生省>

・「第1回総合衛生管理製造過程に関する評価検討会」を開催。

(1)以下の内容を含む実施要領(案)の改定については了承された。

・承認申請時において、施設設備の設計図の原本写しあるいは同様の資料を添付すること。

・厚生省は定期的に承認された施設において総合衛生管理製造過程が確実に実施されていることの把握に努めること。

(2)承認審査体制等に関する助言としては以下のとおりであった。

・停電等の突発的な事故等についての対応のチェック

・製品等の抜き取り（収去）検査による検証
・作業従事者の教育訓練における微生物学等の基礎的知識についての強化
・作業従事者の教育訓練についてのマニュアル（指導要項）の作成
・申請者からの製造工程等のヒアリング時あるいは現地調査時における、実務経験のある専門家の関与

・　大阪府警は、雪印乳業（株）本社（東京都新宿区）及び西日本支社（大阪市北区）を業務上過失致傷の疑いで家宅捜索。

平成12年9月1日（金）

<雪印>
・大樹工場製造の脱脂粉乳の全量廃棄と販売中止、自工場内での使用中止及び今後大樹工場での脱脂粉乳の製造中止を公表。

平成12年9月4日（月）

<厚生省>
・社団法人日本乳業協会に「加工乳等の再利用等に関する実態調査」を依頼。

平成12年9月5日（火）

・長野県は八ヶ岳雪印牛乳㈱茅野工場(長野県茅野市)で製造された乳飲料及び発酵乳を喫食したことによる苦情届出者の喫食状況等の調査結果を公表。
黄色ブドウ球菌のエンテロトキシンによる食中毒と断定するに至らず。

平成12年9月8日（土）

・大阪府警が大樹工場を現場検証。

平成12年9月13日（水）

<厚生省>
・「第2回雪印食中毒事件に係る厚生省・大阪市原因究明合同専門家会議」開催について公表
（9月20日 大阪市）

平成12年9月18日（月）

<厚生省>
・「第2回加工乳等の再利用等に関する有識者懇談会」開催について公表
（10月10日 厚生省）

平成12年9月20日（水）

<厚生省>
・「第2回雪印食中毒事件に係る厚生省・大阪市原因究明合同専門家会議」を大阪市において開催。

・雪印乳業中毒事件の調査結果（中間報告概要）を公表。

発 症 者 数 （平成12年9月8日（金）15:00現在）

	発症者数	うち受診者数	現在の入院者数
雪印低脂肪乳	11,975名	4,509名	0名
雪印毎日骨太	2,283名	680名	0名
雪印カルパワー	274名	103名	0名
雪印のむヨーグルト毎日骨太	111名	39名	0名
雪印のむヨールグトナチュレ	34名	14名	0名
コープのむヨーグルト	48名	18名	0名
雪印特濃4.2牛乳	11名	4名	0名
雪印コーヒー	109名	44名	0名
雪印フルーツ	4名	2名	0名
合 計	14,849名	5,413名	0名

回 収 状 況 （平成12年8月4日（金）にて回収終了）

	容 量	回 収 量
雪印低脂肪乳	1L 500ml	54,238本 8,747本
雪印毎日骨太	1L 500ml	9,633本 521本
雪印カルパワー	200ml	17,691本
合 計		90,830本

雪印乳業食中毒事件の原因究明調査結果について

（中間報告）

平成１２年９月
雪印食中毒事件に係る
厚生省・大阪市原因究明合同専門家会議

１ 経緯

雪印乳業（株）大阪工場（以下「大阪工場」）製造の「低脂肪乳」等を原因とする食中毒事件は、平成１２年６月２７日に最初の届出がなされて以降、９月８日現在、有症者数は１４，８４９名に達し、近年、例をみない大規模食中毒事件となった。

大阪市は、有症者の調査、大阪工場の立入検査等を実施し、当該工場製造の「低脂肪乳」について、６月２８日に製造自粛、回収、事実の公表を指導し、６月２９日に本事件の発生を公表、６月３０日に回収を命令した。

厚生省は、患者発生が近隣府県市に及んだため、６月３０日に大阪市に職員を派遣して関係府県市担当者会議を開催し、同工場が総合衛生管理製造過程の承認施設であったため、７月１日に大阪市と合同で立入検査を行った。

７月２日、大阪府立公衆衛生研究所が「低脂肪乳」から黄色ブドウ球菌のエンテロトキシンＡ型を

検出したことから、大阪市はこれを病因物質とする食中毒と断定し、大阪工場を営業禁止とした。

７月１０日、大阪市は、有症者の調査、大阪工場への立入検査等の結果に基づき、中間報告（資料１）をとりまとめ、公表した。

また、７月２日以降、大阪府警が業務上過失傷害の疑いで捜査を開始していたが、８月１８日に「低脂肪乳」等の原料に使用されたと思われる大樹工場製造の脱脂粉乳（４月１０日製造）からエンテロトキシンＡ型を検出した旨を大阪市に通知した。

北海道は、大阪市の調査依頼及び厚生省の指示を受けて、８月１９日から同工場の調査を行い、８月２３日に当該脱脂粉乳の製造に関連した停電の発生、生菌数に係る基準に違反する脱脂粉乳の使用等について公表した。

２ 発症状況及び喫食状況調査結果

（１）発症状況

大阪市の保健所及び保健センターに届け出られた有症者３，５６７名のうち、大阪市に在住する者は、乳幼児や中高齢の女性を中心に３，５１１名（資料２－１）であり（以下「大阪市在住有症者」とする。）、このうち、１，２７２名が受診し、７９名が入院した。

これらの大阪市在住有症者のうち、３，４８８名は、急性胃腸炎症状である下痢、腹痛、嘔吐、嘔気のうち、１以上を呈したが、他の２３名は発熱、発疹等を呈し、消化器症状はなかった（資料２－２）。

また、これらの３，４８８名の有症者の潜伏期間別の分布をみると、１２時間未満が２，４２９名（６９．６％）と最も多く、不明７４２名（２１．３％）、１２時間以上２４時間未満２１３名（６．１％）、２４時間以上１０４名（３．０％）の順であった（資料２－３）。

（２） 喫食状況

ア 製品別喫食状況

大阪市在住有症者３，５１１名の喫食した製品別の分布をみると、「低脂肪乳」２，７６３名（７８．７%）、

「毎日骨太」６３９名（１８．２%)、「カルパワー」３３名（０．９４%)、「特濃」２名（０．０６%)、「コーヒー」４７名（１．３３%)、「フルーツ」１名（０．０３%)、「のむヨーグルト毎日骨太」１６名（０．４６%)、「のむヨーグルトナチュレ」１０名（０．２８%）であった。

また、これらの大阪市在住有症者のうち、２，４９９名については喫食した製品の品質保持期限が報告されており、その範囲は、５月２９日から７月１２日であった（資料２－４)。

なお、製品の出荷量から回収量を差し引いた数量から１人当たり２００ｍｌ喫食したと仮定して算出した推定喫食者数に対する発症率は、「低脂肪乳」０．５８２%、「毎日骨太」０．０５５%、「のむヨーグルト毎日骨太」０．００８%、「のむヨーグルトナチュレ」０．００４%、「コーヒー」０．００４%、「カルパワー」０．００２%、「特濃」０．０００%、「フルーツ」０．０００%であった（資料２－５)。

イ 喫食状況の検討

「低脂肪乳」に係る有症者数の急増は、品質保持期限６月２８日以降の「低脂肪乳」喫食の有症者の増加に起因していることから、大阪市在住有症者のうち、品質保持期限が６月２８日以降の「低脂肪乳」を喫食し、黄色ブドウ球菌の食中毒症状の可能性が高い、喫食後１２時間未満に何らかの消化器症状を呈した者」１，４０２名について、品質保持期限別喫食状況をみると、６月３０日が６６６名（４７．５%)、７月２日が４４４名（３１．７%）であった。

この１，４０２名の主な症状は、下痢が１，１０６名（７８．９%)、嘔気又は嘔吐が１，０４７名（７４．７%）であった（資料２－６)。

3 検査結果

（１）有症者の糞便等（資料３－１）

糞便１３５検体、吐瀉物７検体及び胃洗浄液１検体について、黄色ブドウ球菌（エンテロトキシンA型及びその産生遺伝子を含む。）、セレウス菌（下痢型毒素を含む。）及びサルモネラ属菌等の食中毒菌の検査を行った結果は以下のとおりだった。

ア 糞便

１３５検体中１８検体から黄色ブドウ球菌（うち５検体がＢ型毒素産生性）が検出されたほか、７６検体中３検体からウエルシュ菌、７６検体中１検体から病原大腸菌、７５検体中１検体から病原ビブリオ、３５検体中１検体からカンピロバクターを検出し、病原大腸菌及びウエルシュ菌を同時に検出したものが１検体あった。

エンテロトキシンＡ型について２１検体、毒素産生遺伝子について４検体、セレウス菌下痢型毒素について４検体の検査は、いずれも陰性であった。

イ 吐瀉物及び胃洗浄液

吐瀉物７検体及び胃洗浄液１検体については、吐瀉物１検体からエンテロトキシンＡ型非産生性黄色ブドウ球菌を検出した。

（２）製品（資料３－２）

「低脂肪乳」３００検体、「のむヨーグルト毎日骨太」３６検体、「コープのむヨーグルト」１９検体、「のむヨーグルトナチュレ」４８検体、「毎日骨太」５６検体、「成分無調整牛乳」４０検体、「まろやか低脂肪乳」１９検体、「カルパワー」１６検体、「コーヒー」３５検体について、一般細菌数、大腸菌群、黄色ブドウ球菌（エンテロトキシンA型及びその産生遺伝子を含む。）、セレウス菌（下痢型毒素を含む。）及びサルモネラ属菌等の食中毒菌の検査を行った結果は以下のとおりだっ

た。

また、製品検査では、少数の検体から食中毒菌等が検出されているが、これは有症者の飲み残し品のほか、未開封品であっても大阪工場への回収品など冷蔵で保存されていない検体も含まれていることが理由と考えられ、冷蔵保存されていたと考えられる未開封品については、エンテロトキシンA型検出以外の食品衛生上の問題はなかった。

なお、製品及び原材料のエンテロトキシンA型の定量値は、回収率を補正した値であり、定量試験は、大阪府立公衆衛生研究所、大阪市立環境科学研究所、和歌山市立衛生研究所及び大分県衛生環境研究センターで実施され、他の機関では定性試験が実施された。

(注)大阪工場では、飲料乳について品質保持期限は充填日プラス7日で表示(表示:00.6.30)しているが、1日の最終充填ロットについては、プラス8日(表示:00.7.1.)としている。

ア 「低脂肪乳」

品質保持期限が6月28日から7月4日までの間の「低脂肪乳」(表示:'00.6.28、00.6.29.、00.6.30、00.7.1、00.7.2.、00.7.2、00.7.3.、00.7.3、00.7.4.;6月21日、23日、24日、25日、26日充填)からエンテロトキシンA型が0.05ng/mlから1.6ng/mlの範囲で検出され、このうち6月30日は79検体中61検体(77.2%)、7月2日は97検体中82検体(84.5%)と陽性率が高く、0.4ng/ml以上検出したのも6月30日及び7月2日の両日が品質保持期限のもののみであった。

また、エンテロトキシンA型の産生遺伝子は、「低脂肪乳」161検体中118検体(73.3%)検出され、品質保持期限6月30日からは36検体中28検体(77.8%)、7月2日からは47検体中45検体(95.7%)、7月3日からは15検体中15検体(100%)から検出され、「成分無調整牛乳」の37検体中9検体(24.2%)を対照として比較しても検出率が高かった。

イ 発酵乳

品質保持期限が7月13日及び7月14日(表示:00.7.13、00.7.14;6月29日、30日充填)の「のむヨーグルト毎日骨太」からそれぞれ3検体中2検体、5検体中5検体エンテロトキシンA型が検出された。

また、品質保持期限が7月12日、7月13日、7月14日(表示:00.7.12、00.7.13、00.7.14;6月28日、29日、30日充填)の「のむヨーグルトナチュレ」からそれぞれ6検体中1検体、4検体中1検体、8検体中5検体エンテロトキシンA型が検出された。発酵乳のエンテロトキシンA型の検出値は0.05ng/mlから0.2ng/mlの範囲であった。

なお、黄色ブドウ球菌はいずれの検体からも検出されなかった。

ウ 上記以外の加工乳、発酵乳、牛乳、乳飲料、クリーム類等他の製品

品質保持期限6月30日の「毎日骨太」が1検体、定性試験で陽性とされたが、他の製品については黄色ブドウ球菌及びエンテロトキシンA型いずれも検出されなかった。

(3) 施設・設備の拭き取り(資料3-3)

「低脂肪乳」の製造が中止された後の6月30日の立入検査時に拭き取った「低脂肪乳」に関係した施設設備(脱脂粉乳溶解機、調合タンク(T71)の内部、バランスタンク内部等)の計16検体について、大腸菌群、セレウス菌、黄色ブドウ球菌の検査を実施した。第2調合室の溶解機下床面・